都市の解放と民族ブルジョアジー

--- 中国共産党の都市重点工作の一側面 ---

小林弘

はじめに

- I 統一戦線論からみた民族ブルジョアジー
- Ⅱ 私営工商業政策の展開と民族ブルジョアジー

はじめに

新中国成立前後の時期の中国共産党の民族ブルジョアジーに対する政策の展開過程を追跡し、それを当時の中共の都市重点工作の一環としてみた場合に、そこに含まれるさまざまな問題点およびその意味について考察すること、これが小論の課題である。

中共の都市重点工作の意義とその当時の諸政策への反映については、これまでにも何回か述べ、またいくつかの角度から検討してきた。いまではそれらについて不十分な点が少なくないと考えているが、その点についてはここではふれない。いずれ論点を整理して、問題の再提起を行ないたいと考えている。

ただ本論にはいる前に、つぎのことだけは断わっておかなければならない。第1に、民族ブルジョアジーに対する政策の展開過程といっても、資料面の制約からして、民族ブルジョアジー側の対応をほとんど知ることができないということ。第2に、これまた主として資料の関係で、対象地域を上海、天津、北京などの大都市に限定せざるをえなかったことである。最後に、当初の予定では、民族ブルジョアジーに対する政策を、統一戦線論、

私営工商業政策, 労資関係の三つの側面から考察 するはずであったが, 時間的余裕がなかったため に今回は労資関係については 割愛せざるをえなか った。 将来機会があればこの部分を補足したいと 考えている。

I 統一戦線論からみた民族ブル ジョアジー

初めに、抗日戦争終結後の中共の統一戦線論の 発展過程について簡単に概観しておこう。 ただそ れについてはすでに述べたこともあるので (注1), なるべく重複しない範囲に限りたい。

抗日戦中の抗日に賛成する全階級、階層を結集した抗日民族統一戦線が、抗戦勝利に伴いなんらかの変化を生じるのは、むしろ当然であろう。一応考えられる変化としては、それ以後新民主主義革命の2大任務のうち反帝にかわって反封建の側面が前面に押し出されるということがある。すでに「連合政府論」(1945年4月24日)において、そのことは考慮に入れられていたに違いない。しかしそこでは、国民党一党独裁の廃止、したがってまた大地主、大ブルジョアジーの独裁への反対と、さらに民族ブルジョアジー(「自由資産階級」とよばれていた)独裁の古い型の民主主義独裁への反対が表明されているものの、国民党との合作はなお前提されていたし、地主階級一般に対する方針

(減租減息)にも変わりはなかった。もっともその こと自体は抗日戦争が なお継続されている以上当 然のことであった。ところがこのような中共の方 針,ことに国民党との合作の方針は, 平和で民主 的な新中国の建設に一縷の望みを 抱かせた戦後の 一時期ばかりか、国民党二中全会(46年3月)にお いて政協決議が破棄され、 またほぼ時を同じくし て国共間に大規模な内戦が 勃発したのちにおいて も、少なくともたてまえとしては維持された。そ のため、戦術的な配慮としてはともかく、戦後の統 一戦線論にある種の曖昧さを残したことは 否定で きないであろう。実は、戦後において統一戦線論 が再度脚光を浴びるようになったのは、46年6月 以降の中共の反米キャンペーンの展開を 契機とし ている。当時それは「愛国統一戦線」の名でよば れ(注3),一資料によれば(注4),「和平,民主」の 要求よりも民族独立を首位に掲げるべきであると している。なお国内の階級矛盾については、この 時点では,人民の「政敵」が地主,買弁,軍閥, 官僚の反動集団、なかでも蔣、宋、孔、陳の四大 家族であるとしながらも、 これに対しては闘争も すれば,連合もするという政策を採るべきである. としている(年5)。

蔣介石独裁政府の打倒とこれを排除した民主連合政府の樹立が公然と唱えられたのは、47年10月10日の「中国人民解放軍宣言」(注6)が最初であったが、この頃には戦局における解放軍の優勢はほぼ決定的なものになりつつあった。ついで同年12月の「当面の情勢とわれわれの任務」(注7)と題する毛沢東報告において、封建搾取階級の土地の没収、官僚資本の没収、民族ブルジョアジーの保護という新民主主義革命の3大経済綱領が提起された。またこのとき初めて統一戦線における中共の指導権が明確に主張された。さらに翌年4月の

「晋綏幹部会議における講演」(注8)において,毛 沢東は,新民主主義革命を「プロレタリアートの 指導する,人民大衆の,帝国主義,封建主義およ び官僚資本主義に反対する革命」として定式化し た(注9)。そしてその直後のメーデー・スローガン で,帝国主義の走狗および反動分子の参加しない, いわゆる「新政協」開催のアピールを中共は出し た。

さて,この間,先の愛国統一戦線の呼び名はほど なく使用されなくなり、 これに代わって時に革命 的民族統一戦線とか, あるいは単に民族統一戦線 とか呼ばれていたが、 呼称は必ずしも定まらなか った。それというのも、この時期の主要な革命の任 務を、いったい反帝=反米におくのか、 それとも 反封建におくのか, 中共内部においても必ずしも はっきりしていなかったからだと思われる(注10)。 しかし49年になると、人民民主独裁の語が用いら れるようになり、 この権力を担う母体として人民 民主統一戦線の名で 一般的に呼ばれることになっ た(注11)。それはすなわち、中共の指導する、労農同 盟を基礎とし、 小ブルジョアジー、民族ブルジョ アジーおよび その他の愛国分子からなるところの 統一戦線である。しかもそれは、国共内戦期だけ でなく、革命勝利後も新民主主義革命の全段階を 通じて存続するものとされ、さらにのちには(新中 国成立によって新民主主義革命の段階が終わったと解さ れるようになって以後)、社会主義革命の段階をも通 じて存続するものとされたのである(Œ12)。

それでは次に、上述した統一戦線論の発展過程 において、民族ブルジョアジーがどう位置づけら れていたかをみることにしよう。

結論を先にいえば、民族ブルジョアジーが統一 戦線の一翼を構成するという点は、内戦期を通じ て変わらなかった。 それではなぜ民族ブルジョア ジーと団結する必要があるのか。 毛沢東はそれについて二つの理由をあげる。「かれらが経済的に重要性をもっているため、また、米・蔣反対に参加するか、あるいは米・蔣反対のたたかいのなかで中立の態度をとることができるために」(注13)。前者の経済的重要性という問題についてはしばらくおくとして、後者の理由についていま少し検討してみたい。

中共は、民族ブルジョアジーを統一戦線の一構 成要素と認める反面, いわゆる民族ブルジョアジ ーの二面性については、 内戦の初期にはあまり言 及されることがなかったとはいえ、常に留意して いたと思われる。すなわち,帝国主義, 封建主義, 官僚資本主義に対して一定の矛盾を有することに 起因する,ある時期,ある程度までの革命性と、そ の資本家としての本性に由来する, あるいはまた 帝国主義、封建主義、官僚資本主義と多少ともな んらかの政治的,経済的な結びつきをもっている ことからくる, 革命に対する動揺性というその二 重の性格についてである。さらにまた、 民族ブル ジョアジー中の右翼分子の 反動的な政治的傾向と 闘う必要があるということについても しばしば述 べている(E14)。にもかかわらず中共が,民族ブル ジョアジーを一貫して 統一戦線の構成要素と規定 し、またそうすることができたのには、やはり一 定の条件があったとみるべきであろう。 客観的に みて、次のようないくつかの条件があったと考え られる。

(1) 抗戦中から戦後にかけて極度に肥大化した官僚資本の下で民族工商業がたえず圧迫を受けており、また戦後は戦時余剰物資を中心とする廉価なアメリカ製品の氾濫によって民族産業が常に危機に立たされていたため、民族ブルジョアジーと官僚資本および帝国主義との間の矛盾が非常に尖鋭

化していたこと。

(2) 抗戦勝利後の「和平,民主」を要求する世論に対して中共は極力これを尊重し,そのような要求を掲げる大衆運動において中共はむしろ積極的にイニシアティヴをとったのに対して国民党はもっぱら弾圧をもってこれに臨んだために,そしてまた内戦激化と四大家族による収奪によってもたらされた経済危機から脱れるために,国民党支配地区の民衆の間に,積極的にであれ消極的にであれ,革命を支持する層が急速に拡大していき,民族ブルジョアジーをも包み込む一つの趨勢がつくり出されたこと。むろんこのような趨勢がつくり出されるにあたっては,敵を最大限に孤立させるという中共の統一戦線政策がおおいにあずかって力があったことはいうまでもない。

(3) 中共は広大な革命根拠地によって支えられた 強力な武力=人民解放軍を有しており、 国共抗争 の外にあって動揺する階級に対しては、 力でもっ て権力状況を つくり変えていくリアリストでもあったが (3-15)、民族ブルジョアジーの側には中共と 革命のヘゲモニーを競いうるような 武力も政治勢 力も有しなかったこと。

しかしながら、以上のような条件が存在し、したがって民族ブルジョアジーを統一戦線の一翼を構成するものとして位置づけることができたとしても、実際の革命情勢の進展の過程で民族ブルジョアジーが動揺をきたすのはむろん避けられないわけである。なかでも民族ブルジョアジーにとって衝撃的であったと思われるのは、中共による次の二つの政策ないし方針の提起である。

その一つは抗戦中の減租減息の政策から、徹底 した地主、富農の土地の没収と再配分の政策への 転換であって、「五・四指示」(46年5月4日) および「土地法大綱」(47年10月10日)がそれである。こ れにより新旧の各解放区において 土地改革の非常 な高まりが現われた。 むろん土地改革はまさにブ ルジョア革命の主要な内容であり、 それは私営工 商業の発展のための障害を 除去することになるか ら、私営工商業にとっても有益であるとしばしば 語られてはいた(注16)。しかし中国のブルジョアジ ーは同時にみずからも 地主であるという場合が多 く,また血縁的,地縁的な紐帯によって農村と緊密 に結ばれているのが むしろ普通であったから、中 共のこの政策転換は 民族ブルジョアジーにとって もやはり大きな衝撃であったに違いない。しかも この時期に、 地方の中小都市の工商業に対して誤 って土地改革まがいの措置がとられ、これに多大 の打撃を与えるといった事態が発生した^(注17)。こ うしたことが 民族ブルジョアジーの不安をいっそ うつのらせることになったと思われる。

いま一つは, 蔣政権の打倒および官僚資本の没収の公然たる表明と, これに関連して提起された一連の政策, 方針がやはりなにほどかの衝撃を与えたであろうと推察される。

第1に、これらの政策、方針は1947年末から48年初めにかけていっせいに提起されたが、そのことが当時の軍事情勢によって惹起された不安とあいまって、中共の勝利が必至であるとの印象を一般に与えたと思われる。そしてそれによる民族ブルジョアジーの動揺は、やはり避けられなかったであろう。もっとも、ちょうどこの頃から官僚資本を先頭にいわゆる「工業南遷」が顕著になるが、その主因は、軍事情勢の逼迫に加うるに、国民党の経済政策によって経済活動が窒息させられたからだとされている(性18)。ともあれ中共は、同時に私営工商業保護の方針を強調するとともに、「生産の発展、経済の繁栄、公私兼顧(公私双方の利益をはかる)、労資両利」という新民主主義経済の指導

方針を明らかにした。

次に官僚資本の没収表明は、官僚資本の没収が どの範囲にまで及ぶかという民族ブルジョアジー にとってきわめて 切実な問題を提起することになった。この問題については、 中共は官僚ブルジョ アジー=大ブルジョアジー、民族ブルジョアジー =中小ブルジョアジーと規定すると同時に、 この 区別が 単に資本額の大小のみによってなされるの ではなく、その買弁性、封建性、独占性、官僚性 といった資本の性格まで考慮して決めるべきであ るとして、民族ブルジョアジーの不安の解消に努 めている(注19)。

最後に、民族ブルジョアジーが革命に主体的に 対処しようとするとき牆壁となるのが, 中共によ る統一戦線内での指導権の主張であった。この主 張は抗日戦後の中共の統一戦線論において画期的 な意味をもつものであったといってよい。という のも、おそらくこの頃までは、中共の主張はかつ ての政治協商会議における決議や、 当時の主張と 異ならないものと一般にみなされていたと思われ る。したがって、たとえば中共の主張する民主連 合政府は、本来各政党、政派が平等の立場で参加 するものでなければならなかった。ところが新政 協になると事情が違ってくる。そこでは中共の指 導権が前提されているからである(注20)。しかもそ れだけにとどまらず、この統一戦線論における変 化が、経済政策の面にも微妙な変化をもたらして いる。以前は国民党官僚資本による独占を非難し, 私営工商業の広範な発展を 保障するものとして解 放区の工商業政策が対置されていたが、中共の指 導権が明確に 主張されるようになったいまでは, 遠い将来における 社会主義的な改革と現在の私営 工商業保護の政策との相違が 強調されるようにな った。もっとも、中共の指導権の主張について、

民族ブルジョアジーの側が 当時どこまでその真意 を適確に理解していたかは問題であろう。 おそら く中共の主張に従来とは 違う何物かを莫然と感じ ていたというほどのことであったかもしれない。 しかし中共からすれば 指導権を主張する意味は明 らかであった。すなわち、革命の勝利が可能性から 必然性に転じた「歴史の転換点」(注21)にあるという 認識に基づいて、 それはもっぱら民族ブルジョア ジーに向けられていたのである。 したがってまた この主張から、「民族ブルジョアジーは 革命の指 導者にはなれないし、 国家権力のなかで主要な地 位を占めるべきでもない」(注22)という帰結が導か れるであろう。つまり、 同じく統一戦線の構成要 素であっても、 統一戦線の基礎をなすのは労農同 盟であって、民族ブルジョアジーと小ブルジョア ジーはいわば第2戦線を形成するにすぎないので ある。そしてこれこそまさに人民民主統一戦線に おける民族ブルジョアジーの位置を 示すものであ る。

さて、以上国共内戦期の統一戦線論の発展とそこにおける民族ブルジョアジーの 位置づけの問題を究明してきたが、ここで議論を一歩進めて、新中国成立によってそれがどう変わったか、 あるいは変わらなかったかを次にみることにしよう。

1949年10月1日の新中国の成立に先だって,同年6月15日から3カ月にわたって新政治協商会準備会が開かれ,この会議において実質的に新中国の基本機構と制度がつくり上げられた。またこの会議に引き続いて中国人民政治協商会議第1回全体会議が開催され,そこでは中国人民政治協商会議組織法,同共同綱領,中央人民政治組織法(年23)などが採択された。この二つの会議には,民族ブルジョアジーと特に関係が深いとされる民主建国会をはじめ,各政党政派の代表やその他の民主人

士が多数参加した。

この政治協商会議は一面では たしかにかつての 「政治協商会議を回復した」(毛沢東)という側面 をもっていた。つまり、 抗戦勝利後に漢奸を除く 中国のあらゆる階級、 階層の代表が一堂に会し、 平和で民主的な新中国の 建設について協議したか つての政治協商会議のいわば 挙国一致的な性格を 継承しているという意味では まさにそうであった (むろん今回は地主, 大ブルジョアジーの利益を代表す る蔣介石グループは排除されていたが)。しかしそれを 「人民民主統一戦線の組織形態である」と する共 同綱領の規定が示しているように、 それはまった く新しい基礎の上に成立した 政治協商会議であっ た。したがって またこの政治協商会議を母体とし て成立した新政権の性格は、「労働者階級が 指導 し、労農同盟を基礎とし、民主的諸階級と国内の 各民族を結集した人民民主独裁」の権力であると 規定された。

ところで問題は、新中国成立によって階級関係に変化があったのか否か、あるいはまた革命の対象や、任務が変わったのかどうかということである。革命の成長、転化の理論からすれば、当然変化がなければなるまい。ところがこの点についての中共の説明は当時ははなはだ曖昧であった。そして1953年の秋に(注24)「過渡期の総路線」に言及するなかで、新中国の成立が新民主主義革命の基本的終結と社会主義革命の開始を示すものであるとする公式見解が伝えられるまでは、「"当面、中国革命と中国社会はなお新民主主義的で社会主義的でない"とする理論が一般に行なわれていた」(注25)のである。

新民主主義革命から 社会主義革命への革命の転 化の問題については これまでも数多く論じらして いるし、またそうした理論そのものを論じること は小論の目的ではない。ここでは革命勝利の前後に、革命勝利後の階級関係や新政権の任務と関連して、民族ブルジョアジーの位置について一般にどのように理解され、また説明されていたかを明らかにすればよい。

1949年3月の中共第七期二中全会において,毛 沢東は、 革命が勝利し、土地問題が基本的に解決 されたのちにおける国内の基本的な矛盾が 労働者 階級とブルジョアジーとの矛盾であるとし、した がって私的資本主義に対する 「制限と反制限は、 新民主主義の国家における 階級闘争の主要な形態 となるであろう」と指摘した(注26)。この指摘が劉 少奇の「新民主主義革命をうちかためる」 という 路線と対比されて、今日 非常 に強調されている (注27)。しかしこの毛沢東の報告は 当時は公表され ず, 二中全会については簡単に会議の概要が報道 されただけであった(注28)。しかもそこでは革命勝 利後の基本的矛盾についてふれることなく, ただ 次のようなことが 述べられていたにすぎない。す なわち、 党外民主人士との長期にわたる協力を、 思想のうえでも, 工作のうえでも, 確立しなけれ ばならず, その場合無原則的な妥協主義の態度に 反対すると同時に、 団結を妨げる「関門主義」や 問題を回避する態度をとってはならない、という ようなことである。そして,むしろ当時は, 少な くとも現在利用可能な資料にみるかぎり、 のちに みるような見解――かりにこれを 劉少奇的な見解 とよぶならば、その方が圧倒的に優勢であって、 毛沢東の先の指摘を引用したり、これを敷衍した 議論などはほとんどみられないのである^(注29)。そ れではその理由は何か。

第1に指摘すべきことは、毛沢東の指摘が故意 に伏せられたかどうかは別として、当時の情況か らすれば、次のような理解が一般に行なわれるの

はごく自然なことであったと思われる。すなわち、 地主、買弁的官僚ブルジョアジーを代表する蔣介 石政権を打倒するために結集した労働者, 農民, 小 ブルジョアジーおよび 民族ブルジョアジーの「4 階級」連合からなる人民民主統一戦線の政権が 成 立したとき、この統一戦線が引き続き維持され、 新中国建設の任務を担うのは 当然だと考えられた であろう。現に民族ブルジョアジーが参加し、積 極的な役割を果たしているこの政権にとって、革 命の敵は依然として地主、官僚ブルジョアジーと 国民党残存分子であり、 新政権の任務は新民主主 義的な共同綱領の実現にあるとされた。 革命はな お新民主主義革命の段階にあると解されていた が、明らかにそれは社会主義革命の段階とは区別 して考えられていた。 むろん将来における社会主 義への移行は予定されていたものの, それはかな り先のことだとされ(注30),しかも最大多数の人民 がその必要を認めたときになって初めて、 じょじ よに社会主義へ移行するものと説明された。 中共 の指導者たちがそう説明したし、当時の理論的な 説明もこれに歩調を合わせていたのである(注31)。

次に、いま一つより積極的な理由として、政策的ないし経済的な配慮が考えられる。すなわち、おくれた中国経済を発展させるために民族ブルジョアジーと協力しなければならないというのがそれである。それも、単に民族ブルジョアジーの企業管理者や技術者としての専門的な能力や知識を活用するというだけではなくて、私営企業自体も一定の範囲内で長期にわたって存続させ、さらに発展させるべきものとされた。むろんその場合、公営企業と私営企業、労働者と資本家の間の矛盾について語られなかったわけではない。ただこのような矛盾は、国家機構が人民の手中にあり、また官僚資本を没収し、これを社会主義的性質の国営

企業に変えることによって、経済の「管制高地」 を人民が掌握することになるから、それは大きな 脅威とはなりえないというのである。

それでは、このような政策的な配慮が 革命の成長、 転化の理論とまったく無関係になされたかといえば、 決してそうではなかった。このような配慮の根底には、 以下のような考え方があったのである。

たとえば次のようにいう。新民主主義社会から社会主義社会への移行を保障するためには工業化しなければならない。社会主義社会は国家の工業化の基礎の上に打ち建てられるのであって,分散し,おくれた農業の基礎の上に打ち建てることはできない(*#532)。あるいはまた次のようにいう。中国では現在なお国民経済全体に占める社会主義経済(国営および合作社経済)の比重があまりに小さい。したがって社会主義化のためには,まず私営工業をも含めた工業全体の発展をはかるなかで社会主義経済を優先的に発展させることによってその比重を高める必要がある(#533)。

これらの見解に特徴的なことを要約していえば、社会主義への移行のためにその物質的基礎を極度に重視するということと、またそこにまず工業化を、次に社会主義化を、という段階論的発想が見られるということである(注34)。そしてこのような見解ないし発想が当時支配的であったとするならば(注35)、饒漱石が民族ブルジョアジーに向かって語ったとされている次のような発言も(注36)、それから導かれる当然の帰結であったといえるかもしれない。「中国の経済が発展し、みんなの生活水準が上がり、能力のある企業家は国営工場を管理できるということになれば、どうして自分の私有財産に固執する必要があろうか? 将来はあなた方のなかにもおそらく多数の共産党員が生ま

れるであろう。1

もっともこのようにみてくると、以上のような 見解と先の毛沢東の指摘がまったく相容れないよ うにみえるけれども、実際には当時は中共の指導 者の多数がそうは考えなかったに違いない。それ は一つには、のちにみるように現実の必要に迫ら れて、私営工商業に対する制限政策が、逐次強化 されていくといった事実があったからだと思われ る。

(注1) 拙稿「中国共産党の農村から都市への工作の重点移行について」(『アジア経済』,1968年5月号)。 (注2) 修正前の原文の翻訳は『新中国資料集成』 第1巻(日本国際問題研究所編, 昭和38年)所収。

(注3) 一例をあげれば,「愛國統一戦線を拡大せよ」(『群衆』社論,第13巻第10期)。当時の「第三方面」 左派もこの呼称を用いている。丁静「論1946年」(『文奉』,第2年,第12・13期合刊)。

(注4) 潘梓年「紀念本刊九週年」(『群衆』,第13卷 第9期)。

(注5)「愛國統一戦線を拡大せよ」(『群衆』社論)。

(注6) 『新中国資料集成』(第1卷)所収。

(注7) 『新中国資料集成』(第1巻)

(注8) 『新中国資料集成』(第2巻)

(注9) 方方「"反帝為主"的解説」(『群衆』,第2巻第44期)参照。ただし,毛沢東「民族ブルジョアジーと開明紳士について」(1948年3月1日)(『毛沢東選集』,(第4巻)が先にそれについて述べているが,これは当時公表されなかった。

(注10) 方方「反帝反封建的分別与統一」(『群衆』, 第2巻第37期) において反帝を主とすべきだとしたの が批判され,のちにこれを四大家族と蔣政権の打倒を 主目標とすべきであるとした。なお方方は華南の有力 な中共指導者であり、『群衆』にもしばしば巻頭論文を 寄せていた。このような事態が起きたのはまったく異 例のことであった。

(注11) 福島正央「人民民主統一戦線と人民民主独裁」(『東洋文化研究所紀要』,第25冊),82ページ。なお,人民民主独裁(「専政」)の語は毛沢東の有名な論文「人民民主独裁を論ず」以前から用いられており,49年元旦の毛沢東「将革命進行到底」が最初ではないかと思われる。

(注12) 李維漢『中国における統一戦線』(新日本出版社,1962年)参照。

(注13) 毛沢東「民族ブルジョアジーと開明紳士について」。

(注14) 毛沢東「当面の情勢とわれわれの任務」。ただし、「民族ブルジョアジーと開明紳士について」では、民族ブルジョアジー中の少数の右翼分子は革命の敵であるとしている。

(注15) この点については前掲拙稿参照。

(注16) たとえば許滌新「耕者有其田是発展工商業的前提」(『群衆』,第1巻第40期)。

(注17) これについても前掲拙稿で紹介した。

(注18) 工業南遷については、『経済周報』(第6巻 第20期) および『経済導報』(第72期)が1948年5月に それぞれこの問題についての特輯号を出している。

(注19) 許滌新「論大資產階級与中小資產階級的区別」, 胡芮 茛「区別資産階級的大中小没有必要嗎?」 (『群衆』, 第2巻第19期, 同第27期)。

(注20) たとえば「関於領導権問題答問」(『群衆』,第2巻第26期)は、抗戦中の「三三制」についても、中共の綱領と政策が各民主階層を代表していたのであるから、「三三制」実施のときにもその指導権を保持し、強固なものにすることができた、と述べている。これは事実であろうが、当時の中共の説明と著しく違っていることは謝覚哉「三三制的理論与実際」(『陜 計寧辺区参議会文献彙輯』、大安影印、1968年、198ページ以下)と比べてみればよくわかる。

(注21) 毛沢東「当面の情勢とわれわれの任務」。

(注22) 毛沢東「人民民主独裁を論ず」(『新中国資料集成』,第2巻)所収。

(注23) いずれも『新中国資料集成』(第2巻)

(注24) 福島正夫『中国の人民民主政権』, 439ページ, 注(12)参照。

(注25) 福島正夫『中国の人民民主政権』, 435ページ。

(注26) 毛沢東「中国共産党第七期中央委員会第二回総会での報告」(『毛沢東選集』第4巻)。

(注27) 「資本主義工商業の改造をめぐる二つの路線の闘争」(『劉少奇批判』,東方書店,1969年)参照。

(注28) 『人民日報』, 1949年3月25日。

(注29) 毛沢東の二中全会の報告はのちに若干手を加えられた形跡がある。新民主主義青年団の第1回全国代表大会における任弼時の報告中に、そのごく短い

引用があり、それが毛沢東選集中のその部分と若干の字句において相違がある。しかし大きな内容修正はなかったであろうと推測される。なお任弼時の引用は、のちに1952年の「三反」、「五反」運動において部分的に引用されるまでは、この報告を引用した唯一の例ではないかと思われる。

(注30) 革命勝利後どれ位の期間私営企業が存続し うるのかというのは資本家が最も知りたかったことで あろう。この質問に対して、むろん何年間と答えうる はずはないが、通常はのちに引用する毛沢東の言葉「革 命が全国で勝利したのちにおいても、やはり長いあい だその存在を許さなければならない」(「当面の情勢と われわれの任務」)を引いて、この長いあいだというの は2、3年のことではないと答えている。たとえば、 何継今「工業家懐疑什么?」(『経済導報』、第111期) 参照。

(注31) 中共指導者の説明は、中国人民政協第一回全体会議における劉少奇の「開幕講話」や周恩来の共同綱領草案の審議経過説明などにみられる(いずれも『中華人民共和国開国文献』、新民主出版社、1949年)所収。なおこの点についても福島前掲書433ページ以下参照。

(注32) 華崗『論新民主主義社会的歷史地位』,『新 民主主義論学習資料』(広州区高等学校政治課総教学 委員会,1951年)所収。

(注33) 千家駒「新民主主義経済下的民族資本家」 (『新華月報』, 創刊号)。

(注34) 拙稿「都市の解放と労働者階級(Ⅲ)」(『アジア経済』, 1970年1月)。

(注35) 当時は、社会主義へ移行するためにはかなり高度に工業化された基礎がなければならないというのは、一般に認められていたところである。『華商報』(民国38年7月14日社論)など。

(注36) 周日行「新中国的工商業家」(『新中国工商 業家的道路』, 華僑経済出版社, 1950年)に引用してい る。

II 私営工商業政策の展開と民族 ブルジョアジー

1. 私営工商業政策の基本方針の確立

ここでのわたくしの課題は、中共の私営工商業 に対する制限政策の側面から、 毛沢東のいうとこ

ろの民族ブルジョアジーに対して 闘争もすれば団 結もするという政策が どう展開されたかを究明することである。 最初に、共同綱領に規定する私営 工商業政策の基本方針が 確立されるまでの経緯について述べることにしよう。

抗日戦中の辺区においてもすでにのちの私営工商業政策の原型的なものが存在しており、辺区における経済工作の経験の蓄積は「はかり知れないほど貴重な宝」(注1)であったといわれる。ただ辺区経済の実態は、若干の小規模な公営企業を除けば、わずかに農村手工業的なものが存在したにすぎなかった。

抗日戦争終結後の中共の 工商業政策の出発点に なったのは、1946年1月の政治協商会議に提出さ れた「和平建国綱領草案」(注2)が提起している 「財政経済改革」であったと思われる。それはご く簡単なものではあるが、国民党の統制政策に 反対し,国営(実は官僚資本)と民営の種類を確定 し(国営の業種の範囲を限定する意),国営工業に対す る優遇措置を取り消し、民間工業の援助を主張し ていた。また当時の中共は,国民政府が日本から接 収し、国営とした企業が所定の範囲をはるかに超 えていることを指摘し、 国民経済の根幹を左右す るようなものでなく、 むしろそれに有益な私的資 本主義経済は 自由に発展させるべきであるとして いる(注3)。政治協商会議で決議された「和平建国網 領」は、中共の主張を大幅にいれて、独占性のある 企業および私的資本では 経営できないものは国営 とするが、その他の企業はすべて人民の経営を奨 励するものとし、以後はこの原則に照らして現行 の施策を再検討し,改善するものと規定した^(注4)。

1946年には『解放日報』紙上などに辺区政府が国営企業を民営に移譲する例がしばしば報道されているが、これは以上のような中共の立場を反映

したものといってよいであろう (性5)。ところがやがて内戦の激化とともに、土地改革の闘争がしだいに熾烈なものになるにつれて、情況が変わってくる。この土地改革の闘争の過程で、私営工商業に多大の打撃を与える事態が発生したことは前にもふれた。また一方では、革命情勢の進展によって解放区が拡大し、中小都市、やがてはかなり大規模な都市の解放が進むにつれて、工商業政策の重要性がますます高まることになった。そこで中共はこのような情勢に応ずるために、従来のように国民党の経済政策批判としてではなく、革命勝利後の展望をも踏まえて独自の工商業政策を提起する必要に迫られた。

この要請に応えたのが、前述の「当面の情勢と われわれの任務」と題する毛沢東報告であった。 そこでは新民主主義の3大経済綱領とあわせて、 「生産の発展、経済の繁栄、公私兼顧、労資両利」 という国民経済の指導方針が示された。さらに 「中国経済がたちおくれていることから、広範な 小ブルジョアジーや中位のブルジョアジーが代表 する資本主義経済は、たとえ革命が全国で勝利し たのちにおいても、やはり長いあいだその存在を 許さなければならないし、また国民経済の分業か らいって、そのうちの国民経済に有益なすべての 部分はなおある程度発展させる必要がある」とし て、革命勝利後の見通しについても語っている。

毛沢東のこの報告に続いて、翌年の2月8日に「労働運動の正しい路線を堅持し、極"左"冒険主義に反対しよう」という新華社社論(社6)が発表され、その直後に各辺区で工商業政策の極左的偏向是正のための指示が多数出されている(注7)(これは土地改革の闘争の過程で犯された偏向是正が狙い)。

このような情勢のもとで,1948年5月に,政府, 労働組合,公私営企業,協同組合などの多数の代 表の参加をえて、華北解放区工商業会議が開催された。そしてこの会議においてその後の工商業政策の基本路線が敷かれた。公営経済および私営経済の相互の関係についても次のような原則が定められている(注8)。

- (1) 軍需工業および国民経済を左右したり、独 占性のあるものや、私人では経営できない工業を 除いて、そのほかの工商業はすべて私営や公私合 営が許される。公営工業は重工業、軍需工業、機 械器具製造工業、重要な工業の原料、器材を製造 する工業などの経営に力を集中し、軽工業につい ては、国家は私人の財力が及ばないか、あるいは 国民生活に直ちに影響するような企業を経営し、 こうして私営工業が広大な発展の可能性を有する ようにする。国民党統治区の工商業家が解放区に 来て工商業に投資するのを歓迎し、各種の援助と 便宜を供与する。
- (2) 公営商業は解放戦争と人民の生産に服務することにし、政府は公営商業に財政上の任務を負わせてはならない。公営商業の具体的な任務は、国民の生活に関係ある主要物資の価格を掌握して安定をはかり、工業、農業、副業産品を販売し、人民が必需とする生産財、消費材を供給することにある。物価政策の面では、公営商業は私営商業を指導し、共同して物価を安定させ、生産を援助し、買いだめや投機に反対すべきである。
- (3) 政府は法に従い公営企業に一定の権限を与える。たとえば軍需工業の独占,軍用品の統一買付,国家銀行の貨幣発行,銀銭業の管理,金銀および国民党法幣,外国為替の管理など。これらの措置は戦争の勝利をかちとり,経済闘争を行なうにはどうしても必要であり,かつ完全に合理的なことである。同時に市場を安定させ,器材・原材料を供給し、負担を軽減させるなどの面で、私営

企業にもたいへん有利なことである。 ただし政府 が賦与するこれらの権限のほかには, 公営企業と 機関生産 (軍や政府機関が直接行なう生産) になんら かの特権を与えることはない。

(4) 公営企業は国民経済に有益な私営工商業を 積極的に援助すべきである。国家銀行は、実際の 必要性と可能性に基づいて、国家経済と人民の生 活に有利な工商業に対して信用を供与し、私営工 商業が外国から必要な原料と機械を購入するのに 便宜を図るべきであり、公営商店は各主要城鎮に 物資調達機構および販売部門を設立し、私営工業 に原料、器材を供給すべきである。公営交通事業 の運送費は工・農・商各業の発展に有利なように すべきである(このほか労資関係についても原則的な 規定がなされているが、これはどちらかといえばかつて の極左路線の是正といった色彩が強い)。

ところで、ここに定められた原則は、のちに共同綱領に規定された私営工商業政策の基本方針と一見したところほぼ一致するようにみえるが、その実、両者には決定的な差異があるように思われる。すなわち後者にあって前者にないものは、一つは国営経済の全面的な指導性の確立であり、いま一つは私的資本の国家資本主義への方向づけである。そしてこの点における両者の差異は、1年余の情勢の変化を示すものであろうが、そこには次のことが含意されていた。

わたくしは先に、この時期に中共が統一戦線内での指導権を明確に主張し、それが経済面にも微妙に反映していると述べた。たとえば、上述した原則を国民党経済政策批判のときの中共の主張と比べるならば、そこには明らかに経済面での私営工商業に対する制限強化の意図が看取できる。一例をあげれば、かつて国民党の国営企業の業種、範囲があまりに広いと非難したとき、それには中

紡(中国紡織建設公司,旧日本企業を接収したもの)のような軽工業まで国営にするのは不当であるという意味がこめられていた^(社9)。しかし軽工業の国営を明記したいまでは、中紡が接収後国営企業とされることに疑問の余地はなかった。

しかしながらこの制限強化も、長期的な方向性 としてはそうであったが、より短期的に見た場合 には評価が変わってこざるをえない。というのは、 当時の工商業政策における 極左的偏向是正という 趨勢からすると、この会議の決定は、 どちらかと いえば制限強化よりも 私営工商業保護に力点を置 いていたと解さざるをえないからである。 その点 は、この時期の中共の工商業政策を 公表されたも のとしては最も詳細に述べている。 劉寧一「解放 区の工業政策」(注10)においていっそう明瞭であ る。そこでは私営工業に対する制限には言及する ことなく, 大規模な工業建設に資本家の協力が不 可欠だという 見地から、「公営工場を私営または 公私合営に改めることは,私営工業,資本主義の 発展をいっそう促進するものである」ことが 特に 強調されている。なおついでにいえば、この論文 はまた、中外両利の原則に基づいて外国の投資家 にも便宜を図るべきであるとしている。

ところで、このような華北解放区工商業会議当時の趨勢は、その後一部で右翼的偏向を生じ、その是正がはかられたといわれるが(注11)、しかし大勢としては、この趨勢は新中国成立時まで継続されたように思われる。その間、中共七期二中全会における私的資本主義に対する制限の強調も、この時期の政策面にどれだけ反映されたかは疑問である。むしろ当時の私営工商業政策の基調は、次の劉少奇の発言(注12)にみられるようなものであったといってよいであろう。劉によれば、資本家が生産を拡大することは客観的には資本主義的搾取

を拡大することを意味するが、それは現在の条件のもとでは許されるだけでなく、必要なことであり、労働者にとっても国家にとっても有利なことであるから、功績があることになる。マルクスも共産党員もいまだかつてブルジョアジーがその青年期に社会の生産力を発展させたという功績をでしたことはない。またかれはこうもいったという。一面では労資の階級矛盾という事実を認めなければならないが、一面では矛盾のなかに両利を求めなければならない。いずれであろうと不利な方が必要かつ適当な闘争を行なうことができるのである。解放直後の天津で行なわれた劉少奇のこの談話は、資本家の不安を鎮めるうえで絶大な効果があったとされている。

新中国のいわば臨時憲法である中国人民政治協商会議共同綱領において、新中国の私営工商業政策の基本方針が確立されるまでには、実は以上のような私営工商業政策の発展の経緯があった。ただしこの基本方針に関するかぎり、前にも述べたように華北解放区工商業会議の決定に比して、私営工商業に対する制限強化の点では大きく前進しているといってよいであろう。そこで両者の相違として述べた2点を中心に、共同綱領中の関連条文の要点を摘記しておこう。

共同綱領は、まず新中国の経済建設の根本方針が「公私兼顧、労資両利、城郷(都市と農村)互助、内外交流」の政策をもって、生産発展、経済繁栄の目的を達成することにあるとし、国家が国営経済、合作社経済、農民および手工業者の個人経済、私的資本主義経済および国家資本主義経済の各ウクラードの間を調整し、国営経済の指導の下でおのおのその所を得させるものとしている(第26条)。またおよそ国家の経済と人民の生活に有益な私営経済企業については、人民政府はその経営の積極

性を奨励するとともに、その発展を助けねばなら ない (第30条) とし、さらに、必要で可能な条件の もとで、私的資本を国家資本主義の方向に発展す るよう奨励しなければならず、 それはたとえば国 家企業のために加工したり、 国家と共同経営した り、あるいは賃貸の形式による 国家の企業経営な いしは国家の富源開発などである(第32条)とす る。 そのほか商業についても、国家の統一的な経 済計画の範囲内において 国内交易の自由を実施す るが、市場を攪乱する投機商業に対しては厳重に 取り締らなければならないこと, 国営交易機関は 需要供給を調整し、物価を安定させ、人民の合作 事業を助成する責任を負うべきこと, 人民政府は 必要な方法をもって人民の貯蓄を奨励し,華僑の 送金を便利にし、社会の遊資および国家・民主に 無益な商業資本を工業および その他の生産事業に 投入するようにしなければならないこと、などに ついて規定している(第37条)。

それではこのような 私営工商業政策の基本方針が現実の政策としてどのように展開されたか、これが次の課題である。 ただその前に共同綱領について指摘すべきことが2点ある。 第1に、当時それから受ける印象として、対中国の建設が経済中心であって、共同綱領が経済にもっとも重点を置いているようにみえると語られていること(注13)、第2に、いうまでもないことであるが、共同綱領における 私営工商業に対する制限の意図は明らかであるとしても、決してそれは直接的な社会主義的改造を目指すものではなく、結局は「主として、資本主義経済の外囲的諸条件の制限として、市場統制の形式で展開」(注14) されることを予想したものであったということである。

2. 工商業者の組織化

都市解放に伴う中共の 私営工商業政策の具体的

な展開過程を追跡するにあたって,最初に工商業者の組織状況,すなわち工商業聯合会や同業公会 (業種別組織)の設立の経緯とそれらの任務ないし機能についてみておきたい。ただしこれについても資料がきわめて乏しいので,ここではその概況を示しうるにすぎない。とくにギルド的色彩が強かった旧同業公会の解体の過程については,多くは不明のままに残される。

各地で工商業聯合会準備 (「籌備」) 委員会などの 組織化に本格的に着手するようになるのは,49年 8月以降のことである。したがって北京,天津の 場合は解放後すでに半年を経過していた。むろん その間労働争議の頻発や,生産を回復するうえで 多くの難問が山積していたなどの事情はあったに しても,8月になって各地でいっせいに商業団体 の組織化工作が提起されたのには,それなりの理 由があった。

わたくしはかつて都市基層政権の建設過程を追跡したときに (PEI5), 北京, 天津などの都市においてはその建設方式として街政権方式=下からの政権建設方式が挫折し, 人民代表会議などの形式をとった上からの政権建設方式がこれにとって代わったことを指摘した。 そしてこの政策転換と同時に労働組合や同業公会などの大衆組織の設立が緊要とされたのであった。これがすなわち組織化工作いっせい提起の主因ではないかと思われる。各地における同業公会などの設立準備は, 人民代表会議の創設とほぼ時を同じくして開始されている。

たとえば 天津においては、8月中旬から9月末にかけて全市53の業種がすべて新工業同業公会を設立した(そのうち四つは同業小組)。これには1万1600の私営企業(工業)が参加した(注16)(ただし独立生産者を含まず)。北京・天津においてはこれらの

同業公会の基礎の上に市の工商業聯合会準備会が 結成されたのではないかと思われる(PEIT)。

一方、上海では北京、天津とは逆に、8月26日にまず上海市工商業聯合会の準備会が成立し(〒18)、これが推進母体となって9月以降各業種ごとに同業公会の設立(その多くは改組?)をはかっている。上海の方が先の2都市に比して政治、経済情況がいっそう複雑であり、しかも解放後日が浅いといった事情はあったにしても、組織化において上からの改革という色彩がより顕著であるのは、両者における基層政権の建設方式の相違を考え合わせると興味深い。上海における組織化の実情は次のようであった。

最初に次の事実を知っておく必要がある。 解放 時(49年6月から翌年5月まで)に上海から逃亡し た資本家は、 不完全な統計ではあるが 240 余名に すぎなかった⁽⁺¹⁹⁾ (これには中小商工業者は含まれな い?)。そして、大規模企業の経営者を含めてその 多数が残留し、解放後に政治協商会議や人民代表 となったり、政府のポストを占めたりした者も少 なくなかったのである(注20)。このことは、のちの 「三反」,「五反」運動の意味を理解するためにも ぜひ承知しておく必要がある。したがってまた,旧 市商会および工 業 会(この2系統に分かれていた)や かつての同業公会の組織は 解放後もほぼそのまま 存続していた。このような情況のもとで、49年8 月、上海市第一回人民代表会議における工商聯準 備会設立の決議に基づいて、市政府および工商界 の協議のもとにその設立のための委員会が 発足し た。そしてこの委員会が主体となって、かつての 工商会と工業会を統合し, 工商聯準備会を設立し た。これは公営企業代表16名,私営企業代表75名 (うち工業48, 商業28, 一般15), 計 91 名の 委 員をも って構成された。工商聯準備会成立後はこの準備 会の下に接管委員会、各同業公会整理委員会など を設置し、それぞれ任務を分担させている。この うち接管委員会は旧市商会, 工業会およびその他 政府の指定する工商団体の接収を行なった。 工商 聯準備会 は実質的にはそれらの事務機構のかなり の部分を引き継いだのではないかと思われる。 同 業公会整理委員会の方は、上記の接管が一応終了 したのちに、旧同業公会の整理計画をたて、その改 組に着手した。 会員代表によるかつての公会の批 判,検討を行なうとともに,民主的な公開の討論 を経て準備委員の人選を行ない、工商聯準備会の 審査,市政府工商局の承認等を経て新同業公会準 備会が成立することになっていた。この整理工作 は50年5月にはほぼ予定の工作を終え、 大多数の 業種で同業公会準備会が発足するか またはそれに 近いところまでいったという。 なお工商聯準備会 の任務としては、 組織化工作のほか、税務、生産 技術、公私関係およびその他一般業務等の面で各 企業に対する指導工作を行なうこと、工商界の意 見を政府に反映させること、 各種の大衆運動や公 債消化の運動などの推進母体となること, 工商業 についての各種の調査を行なうこと, 機関誌を発 行すること(『上海工商』,『上海工商資料』)などが あげられる⁽¹⁾²¹⁾。

最後に同業公会の任務についても一言付言するならば、業種によって統一買付委員会を組織して原料供給を保障したり、労資の団体協約の締結を促進したり、政府に各種意見を具申したり、展覧会開催のような政府の工作に協力したりといった任務があげられ(在22)、またのちには私営企業の経営改善に大きな役割を果たすべきものとされている(在23)。

3. 都市解放後の私営工商業政策の展開過程 初めに都市解放直後の経済回復状況を 概観して

おこう。

都市解放時に多数の企業が工場(商店)閉鎖や, 操業停止寸前に追い込まれていたことは 容易に想 像できるであろう。そのことを思えば、たとえば 北京, 天津における解放1年後の回復状況には目 覚しいものがあった。北京では解放直後(49年2月) の全市の私営工業企業中4分の1が 操業を停止し ていたが、同年12月には原有企業(ただし50人以上 の企業は1%以下) に対し企業数で51.08%, 職員, 労働者数で 47.05% の増加を示している (注24), 天 津においては、原有8943工場、「作坊」(作業所、た だし家内工業的なものを含まず)のうち解放後2カ月 内にその90%以上が生産を再開し、同年末には1万 1600に増加した。 労働者・職員数も 6 万0731名か ら7万9882名に増加しており,その生産高も比較的 規模の大きい企業では解放前の正常な水準の80% まで回復したとされている(注25)。一方全国の軽工 業生産高の50%以上を占めていたといわれる上海 においては 解放時の経済の荒廃はもっとも深刻で あった。49年6月はじめの旧工業会の統計によれ ば、各業種を通じて操業中の工場は平均30%に満 たなかったといわれる (注26), ところが同年7月と 年末を比べてみると、 私営紡績業の 140 万錘のう ち稼動しているものの割合が 7割から8割へ、ま た操業中の工場が30%に達しなかった染織業(染色 および織布)が95%に達しており、その他の主要な 業種においても同年末には ほぼ8~9割まで回復 している^(注27)。

それではこの時期の 私営工商業の回復と発展に とって大きな障害は何であり、 またそれがどのよ うにして克服されたか つぎにみることにしよう。

都市解放直後に中共は各地で私営企業の代表と たびたび意見交換のための会合を開いた。 そうし た席で資本家側から出される問題は決まって労資 関係,原料供給と製品の販路を確保する問題,運 転資金不足,税負担の公平などに関する問題であった。ここでは原料供給と製品の販路の確保の問 題について少し検討してみたい。

中共は、 都市解放によって私営工商業の発展に とっても明かるい将来が 約束されたといった。な ぜなら、解放によって官僚資本の圧迫と外国資本 による市場支配が打破され、 また多年隔絶されて いた都市と農村の交流が 可能になるとともに、土 地改革によって広大な農村の市場が開けるからで ある。しかし工商業の発展を保障するはずのこれ らの条件は、 少なくとも解放直後は単なる可能性 であるにとどまり、 現実には、私営工商業にとっ て解放はむしろ 既存の経済基盤の喪失を意味する ことになった。 すなわち帝国主義支配の打倒は、 原料供給源と製品の販路を 失わせることになった が、解放戦争が継続している間はこれに代わる原 料供給源や市場を見出すことは容易でなかった。 たとえば上海では国民党統治期には原綿の 60%以 上を輸入に頼っており、羊毛は48年にはその85% を輸入している(注28)。また、とくに上海工業は半 封建的、半植民地的条件下で畸型的発展を遂げて おり、その市場はほとんど外国と国内の大都市に 依拠していた。本来こうした問題の根本的な解決 には産業構造全体の根本的な 再編成を要するであ ろうが、ともあれ中共は、 都市解放のその日から 工業のために原料を確保し、 製品の販売を保障す る必要に迫られたのである。

中共は都市解放直後に官僚資本没収, 国民党金 円券の回収,金銀,外国為替の統制等の諸措置とな らんで, 直ちに生産維持のための措置を講じてい る。上海では解放直後の6月1日から9日までの 間に322企業の工業製品を買い上げ,2億8000余 万元を支出して資金繰りに悩む企業の救済にあた

り, また7月に原料不足のはなはだしい21の私営 紡績企業に2万担の綿花を供給している(第1回 目)^(注29)。やがてこのような 救済措置は しだいに 組織的に, 計画的に行なわれるようになり, その規 模も漸次拡大していった。同じく上海では,49年 の私営企業への貸付額が500余万元で、これは工 商業への貸付総額の52.3%にあたるものとされ、 また上海市の花紗布 (綿糸布) 公司は委託加工, 発 注, 買付け等の方式で全市の紡績, 織布, 染色関係 の工場, 商店の3分の2以上を援助したという。 同様に北京でも49年中に花紗布公司が染織業に対 して買付けまたは 原料と引換えによって取得した 各種綿布は 195 万余疋,全生産額の 54%を占めた という(活3))。このような政府の援助措置が前述し た私営工商業の目覚しい回復によって おおいに力 があったことはいうまでもないであろう。

こうして生産の回復に関する限り、 解放後1年 足らずの間に情勢は著しく好転したが、しかし一 方では財政収支の不均衡によって 物価騰貴はやま ず、投機や買占めは依然としてさかんに行なわれ た。ところが50年の3月に政府が財政経済工作の 統一的管理についての決定を 公布するに及んで, 情勢は大きく変わった。この決定の狙いは、革命 の勝利によって全国の経済と市場が 統一されたの に応じて、全国的な財政収支の統一、物資調達の 統一、現金管理の統一を実現することにあった。 そしてこれらの措置がとられた結果, 財政収支の 不均衡は急速に改善され、 物価はただちに安定し た。しかしそれは同時に私営工商業の経営危機を 伴った。「1950年3月、物価が下落をはじめると、 長年にわたりインフレに 刺激されてきた見かけだ けの購買力は突然きえうせ、 市場では一時的に食 **糧,綿布など重要消費物資の供給過剰の現象がお** こった。 このためインフレのなかで発展してきた

私営銀行と私営商業の一部は営業停止または倒産し、投機、買占めになれていた私営工場も多くがストック過剰となり、負債がふえ、操業停止、操業短縮という窮地におちいった。たとえば、当時上海にあった投機的な銀行や銭荘は半数以上が倒産し、商店は1割(主として投機商)が倒産した。全国私営工業の5月のおもな製品生産量は1月にくらべて、綿布は38%、絹織物は47%、毛織物は20%、巻タバコは59%、苛性ソーダは41%、紙は37%の減産をみた(ii.31)。そしてこのような危機的情況は、民族ブルジョアジーの間に再び私営工商業の前途についての不安をよび起こした。政府は社会主義化を意図しているのではないかというわけである。

このような民族ブルジョアジーの 不 安 に 対 し て、中共は私営工商業保護の方針が 不変であるこ とを繰り返し強調した。陳雲は改めて次のように 述べた。「工業のおくれた中国では、長期にわた って民族資本家が工業を発展させ, 工業に投資を 行なうことは進歩的なことであり、 国家にとって も人民にとっても 有利なことである」(注32)。また 天津市長黄敬も同趣旨の見解をもっと 卒直に述べ ている。かれによれば, 今日みられる公私関係の 欠陥を生んだ原因の一つは, 一部の人に社会主義 についての認識の誤りがあったからである。「社会 主義は大規模な機械制生産の所産であり、工業化 の所産なのである。中国は目下のところ工業生産 が経済全体に占める比重は 10%である。現在の基 礎からすれば, 工業化の達成は決して短期間のこ とではなくて、10数年から20年ものちのことであ る。それゆえ私営企業は 新民主主義経済の段階に おいては、一定の地位と発展の前途を有している。 恐れたり、憂慮したりするのは非科学的な見方で ある」(注33)。

一方政府は, このような私営工商業の危機的情 況に対処するために、50年6月から工商調整の名 で呼ばれる一連の政策を実施するに至った。 これ には三つの基本的環があった。 第1に公私関係の 調整, 第2に労資関係の調整,第3に生産,販売 関係の調整がそれである。このうち公私関係の調 整は公私工商業関係の調整と 工商業者の税負担の 軽減の二つの措置からなっており、 前者は国営経 済の指導的地位を確立することと, 国営経済の指 導下で私営工商業に所を得させることが その狙い であったとされている(準34)。しかし前述した陳雲 等の言説からも知られるように, この調整政策の 力点はどちらかといえば 国営経済の指導性の確立 よりも私営工商業の保護ないし救済の方に置かれ ていたと思われる。 この政策にはまた国営商業機 関の業務範囲を限定し、 私営商業に活路を与える などの措置が含まれていた。

工商業調整の具体的な措置についてここで詳述することはしない。 ただ小論の課題との関連からして、次の2点を指摘しておきたい。

第1に、この政策実施後、結果的に加工、発注、貸付け、買付けが著しく増加したことである。 たとえば 1950年の下半期に全国綿紡織業の生産能力の70%以上が委託加工に従事しており、また同年6、7、8の3カ月間に上海私営機器業に対する発注は生産能力の60~80%に達した(註35)。しかしながちこのような加工、発注の著しい増加は、当面の危機を逃れようとする私営工商業側の強い要望によるものであっただけに(注36)、情況が好転すれば私営企業側がそれを欲しくなくなるのは当然であった(注37)、これに対して政府の方は、委託加工によってかなりの損失を負担しなければならなかったしたことを思えば(1件の綿糸を委託加工させるごとに原綿46斤の損失を負担しなければならなかった)(注38)。

少なくとも当初は、委託加工をある程度以上に増加させることにはむしろ消極的であったと思われる(±39)。

第2に、 工商業調整を契機として、これも一貫 した意図のもとにというよりも 必要性に迫られて といった色彩が強いが, 国営経済の指導ないし統 制が強化されたことである。一つには, 従来加工, 発注等は各機関、公営企業で任意に行なわれてい たのが, 以後はたとえば上海市で原料, 製品の統一 的な需給計画に 基づいて行なわれるようになり, 生産計画・操業率, 加工費などが統一的に決めら れるようになったからである。それといま一つに は、政府の援助が重点的に行なわれることになっ た(政府の救済能力が限界に達していたため)のと引 換えに,企業に対して企業経営の改善を厳しく求 めるようになったことである。委託加工を請求す るときには経営改善の計画を提出して 審査を受け るものとされた(注40)。私営企業側は経営改善のた めに、肥大化した、非能率な機構を縮小し、冗員 を削減して生産向上をはかるとともに、 中小企業 の場合はいくつかの企業が聯合して経営する(「聯 営」)ことが奨励された。

さて、1950年前半の危機的な情況は、上述した 工商業調整政策の実施に加うるに、この年6月に は朝鮮戦争が勃発し、またこの年に土地改革が基 本的な達成をみたことによって、この年後半から 翌年にかけて私営工商業に非常な繁栄が訪れる。 なお私営工商業政策の面では51年の4月に「私営 企業暫行条例」が公布された、これは、一方で私 営企業の利潤分配に一定の制限を付しながらも、 他方、資本家が各種の企業に投資し、経営する目 的は、当然利潤獲得にあるのだから、もしこの面 で投資家の要求を満足させることができないなら ばかれらの投資に対する積極性を損なう、という のが立法趣旨であった。この条例^(注41)の公布が「三 反」,「五反」運動開始のわずか半年余前であった ことは注目に値する。

それでは最後に、国民経済復興期の私営工商業に対する制限政策の総決算ともいうべき、「三反」、「五反」運動の展開過程を追跡し、上述した中共の私営工商業政策の延長線上においてこれをどう位置づければよいのか考えてみたい。

まず国家機関の工作員のなかでの汚職, 浪費, 官僚主義に反対する「三反」運動であるが、これ は朝鮮戦争を契機として 開始された愛国増産節約 運動の不可欠の一部として 位置づけられていた。 それは第1に、都市進駐後に腐敗、堕落したいわ ゆる老幹部に対して、第2に、 国民党軍政機関か ら引き続き任用された工作員に対して、 向けられ ている(ヨ42)。ところが「三反」運動によって摘発 された汚職、腐敗は、当然ながら大部分が資本家 の賄路に起因していた。 それというのも, この時 期は私営工商業が著しい発展を示し, したがって また資本家の暴利追求も 顕著になるという情況に あったからである。「三反」運動が、私営工商業 における贈賄, 脱税, 国家資材の窃取, 手抜きと 材料のごまかし、国家情報の窃取、に反対する 「五反」運動に発展するのは 必至であったように みえる。

ところでこの「三反」運動や「五反」運動の性格であるが、最初に汚職・変質反対、官僚資本主義反対の運動を提起した高崗の報告(1951年8月31日)(任43)では、汚職や官僚主義は「地主、官僚、買弁およびその他非プロレタリア的意識形態、生活方式、工作作風をわが党内に持ち込んだもの」として、そこではブルジョア思想という語は意識的に避けられていたと思われる。ところがわずか半月後の『東北日報』社説(任44)は、汚職反対の闘争が

マルクス・レーニン主義によって 武装したプロレ タリア思想と 封建主義およびブルジョア思想との 闘争であるとはっきり述べている。

ここで想起すべきことは、「三反」運動が 提起 されるまでは、たとえ私営工商業に対する制限政 策がさまざまな形で 強化されてきたという現実が あったとしても、 ブルジョア思想との闘争がこれ ほど公然と語られたことは なかったということで ある。したがって「三反」運動の初期に、ブルジョ アジーとの合作を唱えながら なぜブルジョア思想 に反対するのかという疑問が 出されたとしても, 決して不思議ではなかった。 しかし運動発展の過 程で、「ブルジョアジーの 革命陣営に対する気狂 いじみた攻撃! の実情が 次々と暴露されると同時 に、それがプロレタリアートの指導権に対する直 接の攻撃であり、またブルジョアジーの搾取階級 としての本性に由来する腐敗, 堕落した思想と行 動のプロレタリアートの 隊伍への侵蝕であると規 定される(注45)に至ると、今度は逆に、にもかかわら ずなぜブルジョアジーと合作しなければならない かという疑問を生じるであろう。 そしてその点に ついての当時の説明は 必ずしも明快であったとは いえない(江46),ともあれ、「三反」運動に続いて 提起された「五反」運動の場合は、この運動が違 法な工商業者いわゆる「五毒」に 反対する闘争で あって、 私営工商業の消滅そのものが目的でない ことが、 運動の初めから強調されていたように思 われる。次に上海における「五反」運動の展開過 程を追跡してみることにしよう。

上海での「五反」運動は(マヒ⁴マ゙), 当初は工商界の イニシアティブによって,1月中旬から賄路反対, ペテン反対, 暴利反対,脱税反対の「四反」運動 として開始された。1月の上海市工商代表拡大会 議においてその開始が正式に宣言された。しかし

容易に推察しうるように、 私営工商業者の団体で ある工商業聯合会(準備委員会)の指導によって徹 底的な闘争が行なわれるはずはなかった。 現にそ の指導者のうちの少なからぬ者が 違法行為に関係 しており、しかもそれを悪とする意識がほとんど なかったからである (私営工商業者にとって営業上の 贈物はあたりまえのことであった)。そこで2月5日にな って、上海市人民委員会と市の協商委員会の拡大 会議において以後は工商界の「坦白」(自己の誤りの 告白)と検挙はいっさい増産節約委員会が統一的 に処理するものとし、 従来その問題を処理してき た工商業聯合会と 同業公会の工作を停止した。そ して その直後に全市店員「五反」運動代表会議が 開催され、ここに「五反」運動は 大衆運動として 新しい段階に入ることになった。 しかしそれでも なお闘争は容易に深化、徹底しなかったといわれ る(注48)。そこで他の地区の「五反」運動がすでに 終東段階に入っていた3月25日に、上海市市・区 増産節約委員会拡大会議において, 陳毅が再度 「五反」運動の正式開始を宣言した(注49)。ただし、 運動はこれ以後, 政務院の公布した「北京市人民 政府の"五反"運動における 工商業者の分類処理 に関する基準と方法 | に基づいて、「組織的、計 画的」に行なわれた。しかしそれが, 上海の工商 業企業16万3400のすべてについて、しかも工場労 働者の集団審査によって 「五毒」行為の摘点など からみても、かなり徹底したものであったことが わかる。

全国的に「五反」運動の審査結果をみると、北京、天津、上海、武漢、広州等9大都市において審査された45万余の私営工商業企業のうち、程度は異なるが「五毒」を犯した企業が34万余、76%を占める(注50)。このような審査は広範な大衆の参加をえて初めて可能であり、その主力は労働者階級

であった。この運動は都市解放後初めての真に革命的な大衆運動であったといってよいと思われる。だからこそそれはおそらく当局者の意図をもこえて、私営企業内に労働者企業管理権を確立し、資本家の企業経営権を空文化させてしまったと考えられる(#51)。したがって大衆運動の側面からみた場合には、一定の制限の枠内で資本主義の存在と発展を許容するという、「こうした復興期における資本主義の存在形態を貫く論理」(#52)をすでにそれは超えてしまっていたのではなかろうか(ただこの点については労資関係の面からより詳細な検討を必要とするであろう)。しかし、もしそうだとすると、

「五反」運動の過程で、国営経済の指導が特に強調されるようになったり(元53)、また資本家が利潤追求を第1に考えるのでなく、人民への服務を優先させるべきだというような意見が現われる(元54)などの、政策面や対民族ブルジョアジー認識における微妙な力点の変化を、大衆運動の現実が、はるかに乗り超えてしまっているということになろう。それといま一つ指摘すべきことは、やや簡略化したいい方をすれば、社会主義の物質的基礎を化したいか方をすれば、社会主義の物質的基礎を万能視する考え方に根本的な再検討が行なわれるには、重工業優先発展を建前とする第1次5カ年計画の経験を経なければならなかったのである。

(注1) 薛暮橋ほか『中国国民経済の社会主義的改造』(北京外文出版社,1960年),20ページ。

(注2) 『解放日報』, 民国35年1月24日。

(注3) 丁樹奇「何謂"第1期経済建設原則"」(『解放日報』, 民國35年3月14日)。

(注4) 『群來』, 第11巻第3·4期合刊。『新中国資料集成』所収。

(注5) いくつか例をあげれば、晋察冀行政委員会

の24の公営工場の民営への移譲の決定については『解放日報』(民国35年4月28日)。東北でも接収企業のうち非軍事的な性格のものは逐次民営に移譲する予定であるとしている。周而復「月亮上昇的時候」(『群衆』,第11巻第10・11期合刊)。移譲の具体例は,沢然「邯鄲私営汽車公司」(『群衆』,第13巻第6期)。しかしその場合にも賃金や利益の配分の面で政府の「指導」が貫徹しているようにみえる。

(注6) 「堅持職工運動的正確路線, 反对"左" 恆 冒險主義」(『目前形勢和我們的任務』, 新民主出版社, 1949年) 所収。

(注7) 「晋冀魯子中央糾正左傾冒険主義的指示」 ほか。『関於工商業的政策』(中国出版社,1948年) 所

(注8) 『群衆』, 第2巻第31期。

(注9) 徐方略「違反和平建国綱領的国民党二中全 会財政経済決議」(『解放日報』,民国35年3月26日)。

(注10) 『新中国資料集成』, 第2卷所収。

(注11) 華北の臨清市で発生したいわゆる「臨清事件」が有名である。これは国営商業機関が先頭に立って総化の買占めをやったために、投機商人に乗ずる機会を与え、物価急騰による市場の混乱を招いたという事件である。この事件についての反省のなかで、新華社社論(49年1月17日)は次のように述べた。「工商業保護の政策、すなわち工商業者の資産の保護、労資両利の労働運動の方針、工商業の発展に有利な租税政策、これらは断固堅持すべきである。しかしこれらの政策の実施後起きる可能性のある主要な危険性は、左傾の危険性でなく右傾の危険性である」。この例からもわかるように中共の工商業政策は実に周到なものであった。しかし、この事件も華北解放区工商業会議以来の趨勢(わたくしは前に生産第一主義的風潮とよんだ)を変えるには至らなかったようである。

(注12) 章乃器「平津工商業的新生」中の劉少奇の 発言の要約をほぼそのまま翻訳した。しかしそれは劉 発言の直接の引用ではない。(『人民日報』,1949年5月 26日)。

(注13) 周有光「論共同綱領的経済政策」(『経済周報』,第9卷第14期)。

(注14) 古島和雄「国民経済復興期における統制政策とその性格」(『社会科学研究』,第20巻第5・6 合併号)。

(注15) 拙稿「都市における接収管理工作の展開と

基層政権の建設」(『アジア経済』、1968年11月号)。

(注16) 維新「天津如何建立新的同業公会」(『人民 日報』, 1949年12月25日)。

(注17) 北京では11月に工商業聯合会準備会が成立 している。『人民日報』, 1949年11月16日。

(注18) 『人民日報』, 1949年8月30日。設立経過については,「一年来的上海工商界」(『上海解放一年』,解放日報出版社, 1950年),「上海市工商業聯合会籌備会的成立」(『経済周報』,第9巻第9期)など参照。

(注19) 徐中尼「上海不法資產階級三年来的罪惠行為」(『新華月報』, 1952年4月号)。

(注20) 王芸生「打垮資産階級在上海的深溝高塁」 (『新華月報』, 1952年4月号)。

(注21) 傅·于·琛「解放一年来的上海工商界」 (『上海工商資料』, 第39·40期合刊)。

(注22) 維新「天津如何建立新的同業公会」。

(注23) 『1950年中国経済論文選,第5輯』,29ページ。

(注24) 「一年来北京的私営工業」(『新華月報』, 1950年2月)。

(注25) 維新「1949年的天津工業」(『新華月報』,同上)。

(注26) 劉光第「一年来上海工業的回顧与展望」 (『経済周報』,第10巻第1期)。

(注27) 「一年来的上海工業」(『上海解放一年』) 所収。

(注28) 「一年来的上海工業」。

(注29) 季崇威「解放後的上海工商業動態」(『経済 周報』, 第9巻第1期)。

(注30) 倩華等編『七年来我国私営工商業的変化』, 17, 18ページ。

(注31) 薛暮橋ほか『中国国民経済の社会主義的改造』,37ページ。

(注32) 陳雲「関於経済形勢,調整工商業和調整税 収諸問題」(『新華月報』,1950年7月)。

(注33) 「関於目前天津工商業問題」(『人民日報』, 1950年5月27日)。

(注34) 倩華等編『七年来我国私営工商業的変化』, 19ページ。

(注35) 倩華等編,20ページ。

(注36) 李普「記七大城市工商局長会議」(『新華半月刊』, 1950年7月)。

(注37) 勇竜桂「両年来上海工商界自我改造的成就

与今後努力的方向」は51年9月の情況として次のようにいっている。「国内市場が迅速に拡大し、農民の購買力が大幅に増加し、工業製品が一時的に全需要を満たせなくなったために、一部の工商企業は暴利の追求や盲目的な発展、さらに国営経済の指導を脱しようとする傾向を示すに至っている」。「国営経済の指導を単に困難の克服を援助する方式とみなすのは誤まっている」。『解放日報』、1951年10月3日。

(注38) 劉少奇「華東第一屆紡繳会議総結報告」 (『1950年中国経済論文選第5輯』)。

(注39) 李普前揭。

(注40) 劉少奇前掲。

(注41) 陳叔通「我对於私営企業暫行条例的看法」 (『新華月報』, 1951年2月)。

(注42) 『人民日報』社論, 1951年11月23日。

(注43) 高崗「反対貪污蜕化」(『增產節約』,中國 民主同盟総部宣伝委員会,1951年)。

(注44) 「糾正開展反貪汚腐化闘争中的幾種錯誤思想」(1949年9月15日)同上書。

(注45) たとえば『人民日報』社論,1952年2月7日。

(注46) 当時民族ブルジョフジーの評価やその本性 について多くの議論がなされ、また混乱を生んだ。そ れについては『学習』主要執筆者が自己批判を行なっている。同誌,1952年第5期。またそれについての一応の理論的総括は,馮定「関於掌握中国資産階級的性格並和中国資産階級的錯誤思想進行闘争的問題」(『新華月報』,1952年4月)。

(注47) これについては主として、施侃如「上海市 "五反"運動進入新階段」(『経済周報』, 1952年第6 期)による。

(注48) 王芸生「打垮資産階級在上海的深溝高塁」 (『新華月報』, 1952年4月)。

(注49) 陳毅「為争取"五反"運動底完全的徹底的 勝利而鬪争」(『新華月報』, 1952年4月)。

(注50) 倩華等編『七年来我国私営工商業的変化』, 23ページ。

(注51) 拙稿「都市の解放と労働者階級(Ⅱ)」(『アジア経済』, 1969年12月) 参照。

(注52) 周恩来「関於号召工商界人士積極参加反対 貪汚浪費的關争進行自我改造的報告(摘要)」(『私営工 商業的社会主義改造政策法令選編上輯』)

(注53) たとえば蔣学棟「"五反"運動与私営企業的 改造問題」(『経済周報』,1952年第12期)。

(調查研究部)

アジア経済調査研究双書第 184 集

近代中国対日観の研究

山 口 一 郎著 A5判/¥ 900 国民党結成期から今日まで、日本民族性論、往時の大陸政策 批判などすぐれた論考の行間ににじむ日本観を根底的にすく い上げて克明に分析。孫文、毛沢東、その他文学者、党など、 集めた文献は比類なく膨大。従来の中国研究の空白を埋める べく投げかけた問題は、我々の対中観批判にまでも及ぶ。

アジアを見る眼第38集

印・パ分離への道

----あるイスラム思想家の悲劇----A・ディ著 佐藤 宏訳

B6変型/¥ 400

ガンディーの非暴力思想がついにインド・パキスタンの分離独立を阻みえなかったように、イスラム的暴力思想は純粋なるがゆえに、イギリス帝国主義、国民会議派、ムスリム・リーグの三つ巴えの権力争いの渦からはじき出されたのであった。今なお分離独立の傷あとに悩み、血で血を洗う宗派対立から脱出しきれぬ両国の誕生のかげに埋れた民族統一への必死の試みに、本書は新たな光をあてている。